

【令和8年8月豪雨・令和8年台風第25号による災害関係】

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、令和8年8月豪雨・台風第25号により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町村が修理業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で修理業者を選定し、修理の箇所や内容を調整のうえ、市町村に申し込んでください。

選定された修理業者に対し、市町村が修理を依頼します。



★応急修理の注意事項

- ・豪雨・台風による被害と直接関係のある修理が対象です。
※豪雨・台風により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。（裏面）
- ・住宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる場合は応急仮設住宅（みなし仮設）との併用が可能です。詳細については市町村の担当窓口にご相談ください。

イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

対象市町村・対象者

	令和8年台風第25号において 災害救助法が適用された市町村(24市町村)	令和8年8月千葉豪雨※において 災害救助法が適用された市町(24市町)
対象市町村 (48市町村)	銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町、白子町、長柄町
対象者	大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害認定を受けた世帯 (全壊の場合は、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象)	

※令和8年8月千葉豪雨において災害救助法が適用された24市町は、令和8年台風25号に伴う災害においても、引き続き当該制度の対象になります。（千葉市は直接災害救助を実施。）

費用の限度額（1世帯当たり）

大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：757,000円以内

準半壊の場合：367,000円以内

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

災害発生日（令和8年9月21日）より3月以内（状況に応じ延長の場合あり）

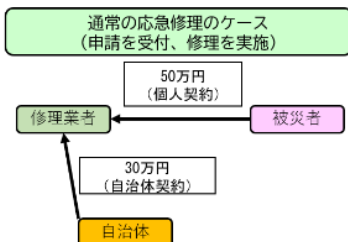
事前着工に関する留意事項

既に修理に取りかかっているが、支払っていない場合は、**応急修理の対象**となります。

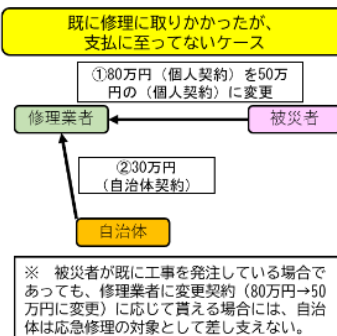
既に修理が完了し、業者に支払ってしまった場合は、**応急修理の対象外**となります。

「準半壊」の罹災証明書をを受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

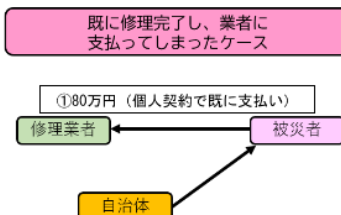
◎対象



◎対象



×対象外



※ 応急修理の対象とはできない。
〔災害救助法の応急修理は、行政が修理業者に修理費用を支払うスキームであり、既に支払いが済んだ被災者の費用の補てんをすることはできない。〕